

平成30年4月

## 判定申請図書（副本）等の確認検査機関等への 直接送付についてのご案内

（一財）愛知県建築住宅センター

- 適合判定通知書（写し）、判定申請図書（副本）を建築主事又は指定確認検査機関へ送付いたします。
- 適合判定通知書（原本）は、申請代理者様へ送付となります。
- 送付を希望される場合は、適合判定通知書発行時まで送付依頼書をご提出ください。
- 送付時には、申請代理者様及び確認検査機関等へメールにて連絡いたします。

### <注意事項>

- (1) 送付依頼書の提出前に、確認検査機関等へ直接送付の了解を得てください。
- (2) 宅配業者等による図書の紛失、破損、遅延等については、申請者（建築主）様又は申請代理者様にて対処をお願いいたします。
- (3) 送付後の確認検査機関等への補正等対応が発生した場合は、申請代理者様にて対応をお願いいたします。
- (4) 依頼者は、申請者（建築主）様又は申請代理者様となります。
- (5) 確認検査機関等への送付費用は当センターが負担し、信書便により送付いたします。（宅配業者の信書便は到着時間帯の指定ができません。）
- (6) お急ぎの場合は、この直接送付によらず、申請者（建築主）様又は申請代理者様による窓口での受領をおすすめいたします。
- (7) 送付依頼書の様式は、当センターのホームページよりダウンロードしてください。

### <問い合わせ先>

（一財）愛知県建築住宅センター 判定・評定部 判定・評定課  
〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄四丁目 3-26 昭和ビル 1F  
TEL：052-264-4065 FAX：052-264-4068

E-mail：[hantei@abhc-mail.jp](mailto:hantei@abhc-mail.jp)

HPアドレス：<http://www.abhc.jp/>